

會學濟經學大國帝都京

叢論經濟

號 五 第

卷九十三第

行發日一月一十年九和昭

論 叢

資本利子税に就きて……………法學博士 神戸正雄
經濟理論に於ける勢力の地位……………文學博士 高田保馬

時 論

中小商工業の更生と組合運動……………經濟學博士 谷口吉彦

研 究

獨逸の本位制度……………經濟學士 島本 融
カルテル活動の分析……………經濟學士 田 杉 競
ヴィクゼルの自然利子論……………經濟學士 青山秀夫

說 苑

大阪の刷子工業に於ける經營形態の發達……………經濟學士 堀江保藏
配賦税制度に於ける配分標準に就て……………經濟學士 佐伯玄洞
商業に關するマルクス説の一批判者……………經濟學士 松井 清

附 録

新着外國經濟雜誌主要論題

經濟論叢

第三十九卷 第五號 (通卷第貳百零拾零號) 昭和九年十一月發行

論叢

資本利子税に就きて

神戸 正雄

緒言

今日、我國にては、一方に中小農商工業者の如く租税の重荷に苦しむがある其の他方に、軍需並に輸出景氣に恵まれたる商工業者群があつて益々其所得を増大しつつあり、而かも税法は之に追隨し得ずして、唯々彼等に餘力を養ひつつある。其處で此對立に顧みて、少くとも此際、此の受益者への特別課税なかるべからずとは齊しく人の注意する所であるが、併し他の一面からいふと、かかる好況も其永續は疑はしく、幾許もなく解消するかも知れず、あまりに多くを此には期

し得ぬとも見られる。然るに茲にもつと永續性を有つた過輕負擔者、即ち必要とあらば一層の重課に應じ得るものが別に存在する所であり、随つて前のもものよりもつと今日の増税要求に應じ得るものの存することは動もすれば看過される所であつて、此に此際一層注意するの必要がある。即ち其は動的資本であり、之が特別課税たる資本利子税の現狀が實に其れである。で私は茲に此に關して其現狀を示し且つ之が批判を試み、更に其改善の方法を攻究しやうと思ふ

第一段 現行税法及其批判

(一) 現行税法の要項、

(A) 課税物件

(い) 其積極的範圍——本法施行地にて支拂を受くる資本利子、

(1) 甲種——公債、社債、産業債券、若くは銀行預金の利子、又は貸付信託の利益、

(2) 乙種——第三種所得につき納税義務を有する者の第三種所得中、營業に非る貸金又は預金の利子、

(ろ) 其消極的範圍——甲種資本利子にして次のもの

(1) 所得税法、其他の法律によりて第二種所得税を課せられざる者の支拂を受くる利子、

(2) 貯蓄債券、又は復興貯蓄債券の利子、

(B) 納税義務者——本法施行地にて資本利子の支拂を受くる者

(C) 課税標準

(い) 甲種資本利子——其支拂を受くべき金額

(ろ) 乙種資本利子——前年中の収入金額(被相続人の収入金額は相続人の収入金額と見做す)

(D) 税率——利子金額の百分二

(E) 免税點

(い) 甲種——なし

(ろ) 乙種——義務者の第三種所得が一千二百圓以上のときにのみ課税せらるるので、間接に此あることになる。

(F) 賦課徴収

(い) 甲種——金額支拂の際、支拂者にて其税を徴収し、翌月十日までに政府へ納付す(天引課税)。

(ろ) 乙種——第三種所得に附帶して申告し、政府は所得調査委員會の調査によりて決定し、税率額を二分し、八月と十一月とに徴収す(申告課税)。

(G) 地方税との關係——府縣、市町村、其他の公共團體は、之に附加税を課するを得ず。

(二) 其批判

(A) 其存廢問題——資本利子税の廢止といふことは殆んど問題とならぬやうでもあるが、併し嘗て永い間、地租營業税などの存立したるにも拘らず、本税を缺きたることのあるほどで、なしでも濟み得るし、又、なしの方が一層良いともいへる。で一應之を止めやうといふ立場の論據をも考へて見やう。

(い) 廢止論

(1) 經濟上——此税を廢止すべしとの主張からいへば、其は主としては經濟上の理由からである。第一、此税が企業に必要な資本の利子を高める傾を有ち、其爲めに其國の經濟上の發展を抑壓するといふことである。¹⁾ いふまでもなく資本は現代經濟組織の下には、凡べての企業の爲めに缺くべからざるもので、而かも其の出來るだけ低利にて利用し得ることが企業發展の爲めには望ましい。然るに税が之にかかり、而かも其が高ければ高いほど、其國の利子の高くなる可能性があり、企業の爲めに有利でない。特に第二に、或國にて此が課せられ、其が他の國よりも一層高いときには、資本は最可動的のものだから、税の安い外國へ逃げて往く可能性も大であり、此點から其國の企業が外國との競争上不利となるといふこともあり得る。かくて折角、其國にて一層豊かに利用し得らるべきものを利用し得ずして、外國をして之を利用せしめるやうになるのである。第三には此税の結果としては、其國資本を外國に逸する傾あるばかりでなく、國內に此資本が止まるとしても一層危險なる投資の方へ向ふといふ傾あることによりても、經濟上、不利

1) Allix, Traité élémentaire. 6 éd. p. 694.

2) Allix, l. c. p. 693. Bastable, Public finance. 3 éd. p. 454.

3) Bela Földes, Fw. 2 Aufl. s. 414.

を齎らす。

(2) 課税技術上、公平課税上及社會政策上――

(a) 課税物件の性質に基き自ら特殊の技術を用ゐる爲め――此税の課税物件たる動的資本は之を凡べて人的に收得者について課税し、監督も良く行はれて甘く往けば最宜しいけれども、元來、非外形的、非表現的のもので移動し易く、錯綜した關係にもありて、遁脱し易く、捕捉する事の最⁸⁾つかしいものである。だから正面から申告して居つては掴みにくく、随ふて之を確かに掴むには出来るだけ源泉課税による外なく、其が申告課税にまさる。併し又、其だからとて十分完全とはいへぬが、其は忍ぶとして、其れだけにては何としても税率が比例となり、其爲め大所得者にも小所得者にも一率の負擔となり、大なる不公平を生じ、且つ社會的見地からも不都合となる。¹²⁾勿論、凡べて申告課税として收得者たる人をして納めしめることも出来、然るときは一層公平になるやうでもあるが、遁脱が一層多く行はれて、茲には人々の間に、遁脱を多く行ふものと然らざるものとが出来、其處に別の不公平が生ずる。それから夫の源泉課税とても銀行等が關係するものについては行はれ易いが、私人間の貸借の如きにては、やはり行ひ難きものがあり、それで此には申告課税を行ふとすると、其處にも捕捉難¹³⁾があり、隨て其より生ずる不公平がある。其處で申告課税と源泉課税との二方法を併せ用ゐること我國現行法の如くするとして、其場合には、資本が自ら遁脱の行はれ易く税負擔の少きを得る方へ移る可能性¹⁴⁾があつて、其處にも

- 4) Bela Földes, a. a. O. S. 415.
- 5) Moll, Lehrbuch. S. 450. Terhalle, Fw. S. 271.
- 6) Bela Földes, a. a. O. S. 413.
- 7) Bela Földes, a. a. O. S. 414. Moll. a. a. O. S. 429. Eheberg, Grundriss. 5 & 6 Aufl. S. 103.
- 8) Terhalle, a. a. O. S. 276.

不公平があり、それから、此二の方法を併用するとき、同等の物を別に扱ふことからの不公平といふものも免れない。

(b) 轉嫁關係からの不公平可能性——此税にては轉嫁が不確實¹⁵⁾で、其點からして不公平となる可能性がある。其負擔が必ずしも其期する所の債權者に歸着するとは限らずして、むしろ弱き立場にある債務者に歸することとなり得る。少くとも一部は此に歸するのを免れぬ¹⁷⁾。

(c) 普通の課税方法から生ずる不公平——

(イ) 此税にては通例、資本價額によらず、單に利子額の大小に應じて課する。其利子の割高(元本に對しての)と否とを問はぬ。處が其割高なのは危険率が大いのであるから、之を斟酌せなければ精密に公平だとはいへない。此税が通例其を斟酌せないとすると、此は通例、公平なるものではない。

(ロ) 此税にては通例負債者の利子を控除せぬ。資本利子を舉ぐる者がすべて自らの資本を動かすとは限らず、他人のを廻はすことがある。此場合には精密にいふと、之を斟酌せないのでは、自らの資本にて利殖するものとの間に不公平となる。其の他人の資本を借りて得たるものを又貸するものからいふと重複課税といふことにもなる²⁰⁾。

(ハ) 他の對等税との關係上、其にて此税を斟酌しなければならぬのに、之を行はぬことの爲めの重複課税から生ずる不公平があり得る。即ち此資本利子については其働の上にて他の元

9) Bräuer, Ertragsteuern (Hdb. d. Fw. II) S. 58.

10) Bräuer, ebenda. S. 59.

11) Terhalle, a. a. O. S. 275.

12) Terhalle, ebenda.

13) Bela Földes, a. a. O. S. 414.

14) Bräuer, a. a. O. S. 61.

素と結合することがあり得る。²¹⁾例之、營業と資本、土地と資本との如きである。我國稅法にては營業收益稅にては資本利子稅との重複を避くる爲めの特別斟酌が行はれて居るけれども、地租と資本利子稅との關係には之を缺き、其爲めに、公平の見地からしては既に間接に資本にも課稅せられて居るのを顧慮しなければならぬのに、²²⁾之を行はぬといふ缺點がある。

(3) 財政收入上——此稅には以上の點のある外、財政收入上、思つたほどの大な收入を生ずるものでないといふことがあり、之を廢止した爲めに生ずる損失は大したものではない。それ位ならば一層の事、之を止めにしては何うかといふ考にもなり得る。

(ろ) 存置論——併し右に對して之を存置すべしとの論は左の如し。

(1) 公平課稅及技術上——何としても之を存置すべき理由は、公平課稅である。如何にも此稅は技術上、隨つて公平上に不満足ではある。併し之を行ふ技術は全くないのでなく、又公平からいふても之なきよりは之ある方がまだましである。公平といふたとて完全を得ることは何處にも六つかしく、或度までは其不完全を忍ばなければならぬ。若も之を課しないとすれば、土地や(家屋や)營業やにつき一般所得稅の外に、資産所得重課の意味の收益稅のあるのに、動的資本だけには之を缺くの大不公平を生ずる。之を存する爲めの前掲の小不公平よりも此を存せぬ爲めの此の不公平の方が一層重大である。一般所得稅の外に、²³⁾之が補完稅として收益稅を設くる以上は、其を完成する上に此資本利子稅なかるべからずであり、此稅が資産重課の意味にて存在理由

15) Lotz, Fw. 2 Aufl. S. 333.
16) Bela Földes, a. a. O. S. 415.
17) Bastable, l. c. p. 454.
18) Bela Földes, a. a. O. S. 414.
19) Bela Földes, a. a. O. S. 414.
20) Bela Földes, a. a. O. S. 413.

を有ち、一般所得税の外に獨立して存在するに於て意味を有つ。²⁴⁾

(2) 財政收入上——からいふと、此税收入が今日はまだそんなに大くないけれども、其は税率が百分二といふやうに餘りにも低いのと、課税技術上にまだ不滿の點あるが爲めとに因る。將來、此税率を今少しく引上げ、且つ課税技術に一層の改良を加へ、納税道義をも向上せしめたらば、今日よりも遙かに大なる收入が此から得られる。尙、將來、國民經濟の進歩もが達し得られたならば、此税の課税物件其ものも増大して、一層の大收入が自然增收としても得られるであらう。其等の期待あるにも拘らず、今、之を全く廢止するのは惜しいものである。

(3) 社會政策上——今一つ、此税の物件は動的資本であつて、其が近代資本家の主要なる致富の基であり、近代投資家は之を利用し且つ活用して、安全確實に大なる利殖を爲す。各人が特定の、土地、家屋、有形動的の物品などを有ち、乃至は、自ら或事業に従ふて利殖するのは實はむしろ時代遅れであり、斯の如くになると、間々大なる困難に遭遇する。むしろ動的資本に投資して轉々として安全有利なるものを追ふのが新しき式である。然るに税法にて地租家屋税營業税ばかり重く課して、資本金子税を缺くとなれば、此近代的重要な有つ致富を見逃して、貧富懸隔の一大動因を増長することになり、社會政策に反する。此點からは何としても資本金子税をむしろ重課したきほどで、決して之を廢止すべきものではないのである。

(B) 税質問題

21) Bastable, l. c. p. 453.

22) Allix, l. c. p. 693.

23) Bräuer, a. a. O. S. 61. Conrad, Fw. 9 Aufl. S. 150. Lampe, Kapitalertragsteuern. (Wb. d. Vw. 4. Aufl. II) S. 513.

24) Lampe, ebenda. S. 516. Bela Földes, a. a. O. S. 413.

25) Terhalle, a. a. O. S. 273.

(い) 収益税か部分(特別)所得税か——此が通例には収益税と見られる。²⁶⁾我國の直接税體系が、所得税を中心として、財産的の収益に課する収益税を補完税とするものといふならば、此資本利子税もまた其一の収益税だとしてよい。併し其の課税標準が所得税に於ける所得と同一方法にて計算し出される點からいふと、之を部分所得税だといふても、大した不都合はない。

(ろ) 人税か物税か——

(1) むしろ物税とする方が通例である。²⁸⁾物税か人税かは定義次第だともいふが、此はむしろ物税である。だん／＼人税的意味を取入れたもの²⁹⁾とはいふを得べく、過渡的のものとも見られ³⁰⁾う。併し飽迄、物税たるを失はず、人税たる所得税に近いといふよりは、物税として争なき地租等に準ずるものである。人税的分子を加味しても、其は物税たる地租や營業税にも行はれつつある度のものである。

(2) といふても、齊しく物税の中でも、土地、家屋、營業といふやうな、實體に課すると異り、單に入々間の信用干係、權利關係に課するのであるから、固有の意味の物税とは異つたもの³¹⁾ではある。さりとて人税と斷然いふには躊躇するものである。

(は) 直接税か間接税か

(1) 負擔の直接間接からいへば(a)我國の立法者は之を直接税として居る。乙種利子が然るばかりでなく、甲種利子についても納税義務者は利子の支拂を受くる者であり、此が納税義務者で

26) Eheberg, a. a. O. S. 102. Bela Földes, a. a. O. S. 414.
27) Lotz, a. a. O. S. 457.
28) Marco, Fw. S. 196.
29) Lotz, a. a. O. S. 457.
30) Moll, a. a. O. S. 317.
31) Terhalle, a. a. O. S. 271.

あつて、擔税指定者である。即ち直接税に外ならぬのである。銀行等は全く單に徵税機關に過ぎない。(b)併し見方によりては少くも甲種利子税は一の間接税である。銀行等を納税義務者とすれば一の間接税とも見られる。

(2)臺帳税從率税の意味にては、此税は凡べて直接税である。併し此も強めていへば、甲種利子税は、事物の現はるるに従つて税率を適用して課税する所の一の從率税として、間接税だともいはれ得る。

(C)課税物件の問題

(i)此税の物件を一括して表はす語として何を用ゐるかは、人により國により異なる。或は貨幣資本³²⁾といひ、貸付資本³³⁾といひ、浮動資本³⁴⁾といひ、動的資本³⁵⁾ともいふ。色々の語が用ゐられて居るが、内容は具體的の税法にて指定されたもので、此も必ずしも一樣でない。

(ろ)所得税と異なる點——其の甲種利子は所得税の第二種甲の所得と大體に一致して居る。(1)處が形式上異つて事實上同なのは産業債券の利子である。此は第二種所得税の方にはなくして、資本利子税の方のみにある。けれども實は第二種所得税にては税法の明文には此がなくても、産業組合中央金庫法第十七條にて之を補足し、所得税法に於ける社債の規定は、産業組合中央金庫の發行する産業債券に準用すとあつて、此産業債券が事實上、所得税法を適用せられて居る。いな、税法以外の法規にて形式上にも之が課税されるやうになつて居る。處が資本利子税法にては、産

32) Terhalle, a. a. O. S. 271.

33) Conrad, a. a. O. S. 149. Eheberg, a. a. O. S. 102.

34) Bastable, l. c. p. 453.

35) Allix, l. c. p. 667.

業債券が社債中に入るべきやに疑を生ずる恐ありとして、明かに之を税法の明文にて社債以外に列舉した。で産業債券は何れの税をも課せられる。(2)然るに實質的に二税の物件の異なるのは、國債利子である。此は所得税では免じて居るが、資本利子税にては免じない。此點は何れが可なりや。所得税で之を免じたのは、嘗ての公約を守りつづけるといふ政治道德上の理由からで、今となりては、之に拘はるには及ばぬとも考へられる。所得税にはかかる公約があつたにしても、利子税にてはさやうな關係はなく、それで斷然此にては國債利子をも課税したのであり、其他の同等の物件との均衡上も當然であり、公平にも合致する。其爲め起債條件が無税のときよりも不利となることはあつても、其不利は税の財政收入にて埋合せを得て居る。

(は)我國法にて追求せぬ物件——税法に列舉して居るものの外に、資本利子といへばいひ得るものが少からずある。其を課税せぬのは果して良いか何うか。

(1)銀行が貸付、割引によりて收得する利子、貸金業者の貸付利子、——などは列舉されて居らぬが、此は營業收益税にて包括的に銀行業、無盡業、金錢貸付業の純益として課税せられるから、其上に今一度資本利子税を課しては避くべき重複課税となると見たのである。

(2)株の配當——も見様によりては債權所有者の利子と同じとも見られる。一の資本利子とも見られる。³⁶⁾併し他方既に營業收益税といふ同等税にて、法人營業税にて課税せられて居るから、之をも一度、利子税にて課しては避くべき重複となる。既に法人にて課せられる以上は、其上此

に課税せずとも良いのである。³⁷⁾

(3) 恩給——は我國所得税では、勤勞所得なみに寛大にして居り、之を俸給の繰延とも見れば、其れで良く、利子税を課せぬのも、之と一致するけれども、見方によりては、此が一の債権利子であり、資本金利子である。其點から此が不課税は不満足だとも見られる。少くとも巨額の恩給者には課しても良いやうにも考へられる。勿論多數の小恩給者には課税しては氣の毒である。で或は原則としては之にも課税するとして、特に其小額者に免ずとしても良く或は其人の全き所得額が一定以下の小額であり、且つ義務者の年齢六十歳以上で更らに營利不能の場合のみ免ずるとしても良い。³⁸⁾

(D) 課税標準の問題

(い) 元本か利子か——は一の問題だが、通例、利子其ものによる⁴⁰⁾ 他の収益税のやうに他の標準を持來る必要はない。又、此にて、例之、資本價值によつたとすれば、今日のやうに其動搖の烈しい時代には、却つて實行困難といふこともある。⁴¹⁾

(ろ) 實蹟か豫算か——

(1) 天引課税の場合(甲種)には支拂を受くべき金額を、即ち實蹟をつかんで、之に據りて課税するの外ない。

(2) 收得者課税(乙種)にては前年の實蹟によることも出來れば、其年の見込額によることも

37) Bela Földes, a. a. O. S. 414.

38) Bräuer, a. a. O. S. 61.

39) Bräuer, ebenda.

40) Terhalle, a. a. O. S. 274.

41) Terhalle, a. a. O. S. 275.

出来る。然るに此に於て前者によるとしたのは、即ち前年の収入額によるとしたのは、所得税との調和を保つ爲めに止むを得なかつたのであるが、其點を別としても、此の如きものにては、前年實蹟によつた方が一層確實に物件を掴み得るのでもある。

(ハ) 負債利子控除問題——我國法にては利子收得者の爲めに其負債利子の控除を行はぬ。總收入、又は支拂額によることとなつて居るが、實は此が通例でもある。⁴²⁾そして此控除といふことは精密公平からいへば行はなければならぬこと、上にもいふ通りだが、併し之を行へば濫用される恐もあるし、且つ、少くとも源泉課税の分には實行難でもある。⁴³⁾但し、絶對に不可能といふのではない。特に收得者課税の分には行へば行ひ得られる。⁴⁴⁾

(E) 免稅點——

(イ) 源泉課税の分(甲種)には免稅點を缺くが、此は當然である。併し強て行へば、收得者本人から其所得を申告せしめて、其にて一定以下の小所得者とあれば、戻税することも出来る。けれども此方法は實際、煩に堪へぬことではある。⁴⁵⁾

(ロ) 申告課税の分(乙種)には直接には免稅點がないけれども、間接には此がある。本人の全き所得が第三種にかかるや否やによりて課否が分れるのである。此は公平の上から不満足ではある。第一、甲種利子との均衡上、此には全く免稅點がないのに、乙種にだけあるのが不公平だといへばいへるし、第二、同種(乙種)利子の間にも、或人の全き所得が免稅點を少しく超過し、例之、

42) Terhalle, a. a. O. S. 275. Conrad, a. a. O. S. 150.
43) Terhalle, a. a. O. S. 275. Moll, a. a. O. S. 429. Bräuer, a. a. O. S. 60, Röpke, Fw. S. 108.
44) Moll, a. a. O. S. 408.
45) Terhalle, a. a. O. S. 276.

千二百幾圓といふ位の小さいものであり、而かも其の殆んど全部が勤勞所得であつて、利子所得は極小額であるのに此には利子税を課せられつつ、全所得千百九十九圓で其が全部、利子から成り勤勞所得なしといふものには利子税がかからぬといふ不公平もある。併し其は甲種乙種に分けて課税し乙種を第三種所得税に附帶せしめて課することにした以上、避けられないことで、忍ばなければならぬ弱點である。

(F) 税率(及地方の不課税)

(い) 税率の種類

(1) 我國の税率——は單一なる比例率となつて居る。此は課税技術上には最便利であり、此税が一の収益税として、地租、營業収益税と對等税として、所得税を補完するものとしては忍ばれるし、且つ地租の單一比例税、營業収益税の大體比例主義による(精密にいふと、法人と箇人にて區別し、箇人にて千圓以上、以下にて差別するが、主要の點からいふと比例主義である)のとの均衡上から見ても首肯し得る。地租や營業収益税にもつと累進分子を取入れぬ限り、此税は此儘でも良いとする。

(2) 其他の方法

(a) 累進率——甲種の源泉課税の處には累進といふことは行へないであらうが、併し乙種の⁴⁶⁾ 所得者課税又は甲乙とも所得者課税とした場合には、後にもいふやうに、所得者の全き資本金

46) Bräuer, a. a. O. S. 60. Terhalle, a. a. O. S. 276.

子額の大小により、或は其の全き第三種所得額の大小に應じて段階を刻んで累進課税することは出来ぬことではない。

(b) 其他の差等課税

(イ) 公債利子と私債利子との差別——資本利子中にも本來、危険度が異なるから之によりて差等課税して可然であるけれども、通例此が行はれぬ⁴⁷⁾。其は危険度が千差萬別であつて、財産價格にでも依らぬ限り、此差等附が六つかしいからである。併し大體からいふて公債は私債よりは確なものといふことが出来るから、此點から區別して、公債利子に、私債利子よりも一段重き課税をすることも許される。併し實際政策は此點にて差別するときには、却つて公債特に國債の借入條件を有利に導く政策をとり、むしろ公債の方を一層軽くしやうとする。

(ロ) 正常比例率を定めて、特定のものに其よりも高き税率、又は低き税率を定めるといふことは實際、各國の事情からして屢々行はれる所である。例之、奧國にては正常率一〇%とし、狩獵權賦與料には一五%、貯蓄金庫、州立銀行等の貯金利子に五%、組合貯金利子其他に三%とする⁴⁹⁾。波蘭にても、重なるものには一〇%とし、特に石油及地下瓦斯鑛業參加權配當に二〇%、銀行及信用機關のコール勘定收入に〇・五四%とする⁵⁰⁾。希臘にては、特に配當所得（日本にては収益税としては營業収益税に委かされて居る）に二六%、二三・四%の特別課税が行はれるけれども固有利子には凡べて一九・五%が課せられる⁵¹⁾（だから此は單一比例をとるとも見られる）。佛

47) Lampe, a. a. O. S. 516.

48) Ebelberg, a. a. O. S. 102.

49) Wittschien, Das österreichische Besteuerungssystem. II. S. 163.

50) Taylor, Finanzpolitik und Steuersystem der Republik Polen. S. 257—258.

51) Photias, Das System der direkten Besteuerung in Griechenland. S. 69.

國の動産所得税では正常率は一六%、であつて、特に富札證券に三六%、重役賞與に一八%である。⁵²⁾

(ろ)税の高さ——此税の税率が百分二といふ低いものであり、而かも地方税が此に一切かからぬといふので、其は土地、營業に比して過輕だとせられなければならぬ。

(1)地方附加税の問題——此税に地方附加税のかからぬのが適當か何うかは、嘗て論じたことがあるから、⁵³⁾今暫らく説かぬことにする。が兎に角、之を地方税として取つては地方間の分配を公平にすることが六つかしいから、さうしたものと解すべく、で此はむしろ國家の手にて、地方税に當るものをも併せ取つて、然る上にて國家から地方へ分配することとする外ない。

(2)土地營業との均衡——地租は其課税標準が或時點にて定まれば十年間不動にてつづく所の賃貸價格(總收)であり、其に百分三・八の税率がかけられる。そして地方附加税は、道府縣から百分八十二以内、市町村から百分六十六以内、計、百分百四十八以内である。營業收益税は本税は個人營業とすれば、前年實蹟の純益に對する百分二・六(一千圓以下には二・二)であつて、道府縣附加税百分四十六半以内、市町村附加税百分六十六以内、計百分百十二半以内である。だからして地租は總收への百分九・四二四、營業收益税は純收への百分五・五二五といふのである。之等と比較して資本金子は勿論、營業收益よりは重課して然るべきであり、むしろ土地收益と大體、同等に課税して然るべきである。茲に比較上不便なことは、土地の總收が十年間不動なものだと

52) Allix, l. c. p. 672. 696.

53) 拙、最近地方税問題、168以下。

いふことで、其は貨幣價值の動搖時代には殊に比較を困難ならしめるが、假りに此が資本の利子（總收にして、最近の實蹟による）と比較し得べきものとすれば、資本利子の百分二は、百分九・四二四にしても良く、或は資本投資を以て土地投資よりも一層有利安全なるものと假定すれば、百分十又は其以上としても良いであらう。百分十といふと、あまりに高いやうでもあるが、前に掲げた、塙、希、波、佛などと比すれば、別に驚くには當らない。

(3) 土地投資と動的資本投下との比較——此二のものは其租税に於ける能力の評定上には大體同等と見て良いが、併し、もう少し精密に考察して見ると。

(a) 土地の有利（動的資本の不利）なる點としては、

(イ) 土地所有者は我國にては多くの場合、特に田舎にては、資本所有者よりも一層社會的勢力又は尊敬を享受し得る。

(ロ) 土地には自然増價の機會が多いのに、資本には概して此を缺く。公債社債の値上りといふことはあつても、其度は微々たるものであり、預金、貸金には全く之なく、株には大暴騰があつても大暴落がありて之を打消す。全體上、土地は次第に其價を高めて往々に於て、資本にもまして都合が良い。此點を高調して資本には土地よりも軽く課税すべしといふもある。⁵⁴⁾

(ハ) 土地には一時凶作等々があつても全然滅失などといふことは殆んどないといふて可い。然るに資本であれば全く無價值となるといふことが一層多く起る。⁵⁵⁾ 貸倒れがあり、銀行閉鎖

54) Terhalle, a. a. O. S. 276.

55) Allix, l. c. p. 693.

があり、公債破棄があり、インフレ極端になれば遂に無價值に均しくもなる。

(b) 資本の有利(土地の不利)

(イ) 土地には租税ばかりでなく、其他の公共負擔もが、資本よりも一層重くかかるのを免れない。

(ロ) 土地の貸付によりて収益を擧ぐるについては、小作爭議、借地爭議などがあつて煩累に堪へない。資本なれば少しく注意して確なる銀行、信託會社にあづけたならば殆んど何の煩累もなく利殖し得る。

(ハ) いざといふて處分し換貨するにつき土地は買手を求めて得難く、強ゐて賣れば非常の値下りといふ不利があるのに、資本であれば大體、容易に換貨し得られ、經濟界の變化、自己の都合によりて其投資方法を自由に轉換し得て益々其利を計り得る。

かくの如く双方に一長一短があつて、何れを絶対に良しとはいへないが、そして人々の主觀によりて其重きを置く所が異り、其爲め、人によりて判斷が異なるのだが、近代人はむしろ可動性に重きを置いて、土地よりも動的資本を選む傾が強い。だとすると、土地よりも動的資本の方を形式上に一層重課して然るべきものとしなければならぬ。

(G) 課税方法

(イ) 我國の採る方法——資本金子の課税方法としては大體、源泉(天引)課税方法と收得者(申

告)課税方法との二があり、我國は此二方法を並用し、其は壞も然り、佛も大體然りだが、此には印紙貼用法をも併せ用ゐる。⁵⁸⁾特に源泉課税方法は簡單であり、便宜に適ひ、費用も少くて済み、⁶¹⁾物件捕捉上有功といふこともあつて、⁶²⁾其點から技術上行ひ易く又一應公平に合することも得るので、其行ひ得る限り之を採るのは已むを得ないが、併し此には負擔が債務者へ轉嫁せられる可能性も大であり、⁶³⁾債權者の利子控除の全く行はれ難き缺點もあり、⁶⁴⁾累進課税の全く行はれ悪いといふこともあり、⁶⁵⁾又源泉課税といふこと自身行ふて却々に煩累といふ場合もありて(例之、私人間の貸借の場合)或度まで申告課税を用ゐるの外ないし、併し又、其の行はれ易き場合には之によりて物件捕捉上の確實といふことが、見様によりては累進課税よりも一層重要だといふので、⁶⁶⁾敢て之をも採用することになるのである。此税を採用するといへば、我國の採る所のもものは大體、適當の處置として可い。

(ろ) 其他の方法

(1) 全部を收得者(申告)課税として、其收得者の資本利子を課税物件として、其大小により累進課税を行ふ方法、⁶⁷⁾——此にては債權者の負債利子控除も行はれて、前記の方法よりも一層公平に近づくことを得るともいへる。併し其れでも、所詮、其人の全き所得の大小に應じたる累進課税の公平は得られぬし、他の對等なる收益税(地租、營業收益税)が凡べて收得者課税でありながら矢張り比例課税にて甘んずる以上は、此税にても強めて其人の全き利子所得を捕へて其に累

56) Terhalle, a. a. O. S. 275. Moll, a. a. O. S. 429.

57) Wittschieben, a. a. O. S. 163.

58) Allix, l. c. p. 673. 696. 697.

59) Conrad, a. a. O. S. 150.

60) Moll, a. a. O. S. 429. B. Földes, a. a. O. S. 415.

61) Moll, ebenda.

進課税を行ふには及ばぬといふを得る。又、かかる全利子額を綜合する方法を採れば、自ら遁脱を多からしめ、之を抑止しやうとすれば煩累なる手續を行はなければならぬやうにもならざるを得ぬ。

(2) 全部、源泉課税として比例課税にて甘んずる方法——も一の方法ではある。即ち甲種利子のみならず、乙種利子をも債務者に就きて課税するのである。勿論此は行へば行へる。併し此によりても乙種の利子(個人間の非營業的債権の)の如きは矢張り連脱が行はれ易いし、又、此を債務者にて取るよりも、債権者にて取つた方が却つて取り易く、且つ滞納不納に終ることの少いといふこともあるから、むしろ日本現行法の方が此方法よりも勝つて居るやうに思はれる。併し此法は波蘭希臘に行はれて居る。⁶⁹⁾

(3) 全部を收得者にて取り、而かも其人の全き所得(資本利子以外のものをも含めたる)の小により段階づけたる累進率を其資本利子額に適用する方法——此方法は固より別に、我國現行の第二種所得の甲種を廢止して、今日の第三種所得即ち箇人所得に合併することを前提する。かくして其の人の全き所得の大小に應じたる累進率を定めれば、確かに、前記(1)の資本利子の大小による累進よりも一層公平課税の目的には合ふ。たゞ此には此綜合課税其ものに伴ふ大連脱の危険があり、且つ此資本利子につきてのみ之を行ふても、他の對等税たる地租や營業收益税にも之と同様の方法を採らぬ以上は、矢張り税體系内部に於て不均衡を存する事を其弱點としなければ

62) Moll, ebenda, Terhalle, a. a. O. S. 273. Eheberg, a. a. O. S. 103.

63) Moll, ebenda.

64) Moll, ebenda. Eheberg, a. a. O. S. 103. B. Földes, a. a. O. S. 415.

65) Moll, ebenda. Eheberg, ebenda. B. Földes, ebenda.

66) Terhalle, a. a. O. S. 273.

67) Moll, a. a. O. S. 429.

ばならぬ。

第二段 改造の一案

前段に述べたる本税の内容及其批判から本税を改造する必要の有無、其必要ありとせば其方法如何を考ふるに、大體、地租營業收益税が存續する限りは此税も亦、存續すべきものなることは異論なしとして、其取り方も大體は現行法の儘にして置くことに異議なき所である。たゞ、其につき改めたきは左の如きものである。

- (一) 其税率の高さの百分二は、むしろ百分十又は其以上にも引上げたが良い。
- (二) かくして得らるる増收入の適當なる一部は、之を國庫からして地方財政に分配すべきものとする。

結 論

以上要之、資本利子税は之を廢止すべしとの説にきくべきものがないでもないが、其が特に經濟上に理由ありとすべきであるが、併し公平課税上には、別に地租や營業收益税の存續する限りは、當然、此税もなかるべからずであり、其税質が、収益税であり、物税であり、直接税であることには大體異論なく、課税の方法も大體現狀で異議なしとして、其税率の高さが過輕だから、之をば引上げ、其増收入の一部は地方に分配することにするのが良いと認める。

68) Moll, ebenda.

69) Taylor, a. a. O. S. 258. Photias, a. a. O. S. 68.

70) Bräuer, a. a. O. S. 59.